

秋田県外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金Q & A

	質問	回答
1	【事業全般】 事業対象は、1法人当たり、1事業所当たりのどちらか。	1事業所当たりになります。
2	【事業全般】 技能実習生向けの取組は補助対象となるか。	取組の対象となる外国人介護職員について、在留資格は問いません。
3	【事業全般】 今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。	補助対象になります。ただし、雇用予定であることを証明する書類（雇用契約書等）が必要になります。雇用契約を結んでいない場合には、補助対象となりません。
4	【事業全般】 補助対象経費は明確に区分する必要があるか。	各経費がどの補助対象事業に該当するか明確に区分する必要があります。なお、実績報告の際は、各経費の支出に係る関係書類（契約書や領収書の写し等）の提出が必要となります。
5	【事業全般】 経費を支払う際は、クレジットカード払いでも良いのか。	経費の支払いについては、原則として現金又は口座振替によるものとします。ただし、インターネットでの物品購入などクレジットカード払い（法人カードに限る）によらなければいけない場合などにおいては、最終的に法人口座からの引き落としが確認された日が支払完了日となり、年度内に引き落としとなる必要があります。
6	【事業全般】 職員が県外で研修を受ける際に、本人が支払った交通費を、事業所が後から負担するのは補助対象となるか。	補助対象となりますが、事業所から本人に旅費を支払ったと確認できる書類が必要となります。
7	【事業全般】 監理団体や登録支援機関等に対して支払う手数料は補助対象となるか。	外国人介護職員の受入れに際して支払う紹介料のほか、入国前後の研修費用等を含めて補助対象外となります。
8	【事業全般】 本補助金と国や県、市町村の他の補助金と併用することはできるのか。	同一の事業に対して、国や県の他の補助金を併用することはできません。なお、市町村の補助金については併用することが可能ですが、補助金の財源に国や県の補助金が含まれる場合は対象外となるので、注意が必要です。なお、市町村の補助金と併用する場合には、事業費から市町村補助金を控除した額が補助対象となります。

	質問	回答
9	<p>【コミュニケーションを促進する取組関係】</p> <p>オンラインによる日本語学習を実施するにあたり、タブレット端末の購入費用は補助対象となるか。</p>	<p>本補助事業の目的にのみ使用することが明確である場合のみ補助対象とします。なお、日常生活や業務以外の目的にも利用する場合は補助対象外です。</p>
10	<p>【コミュニケーションを促進する取組関係】</p> <p>日本語能力試験に係る費用は補助対象となるか。</p>	<p>日本語能力試験受講費及び試験を受講するために要した公共交通機関の利用料金は補助対象とします。ただし、いずれも事業者が全額を負担した case に限ります。</p>
11	<p>【コミュニケーションを促進する取組関係】</p> <p>オンラインの日本語講座を法人として契約を行い、複数の事業所に在籍する外国人材が受講する場合の補助額はいかに。</p>	<p>複数の事業所に外国人材が在籍する場合には、事業所数で按分して補助対象事業費を算出して構いません。ただし、県内に所在地を有する事業所に限りません。</p> <p>例) 事業費120万円の講座を3つの事業所に在籍する外国人材が受講する場合  <math>120万円 \div 3事業所 = 40万円</math> (1事業所当たり事業費)  <math>40万円 \times 2/3 = 266,666円</math> (補助額は上限の20万円)  よって1事業所当たりの補助額は20万円で法人全体としては60万円が補助額となります。</p>
12	<p>【外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援関係】</p> <p>外国人介護職員に対して、認知症基礎研修を受講させる際の費用は補助対象となるか。</p>	<p>認知症基礎研修は、国籍を問わず無資格で介護に従事する場合は受講が必須となっているものであり、補助金の対象とはなりません。</p>
13	<p>【外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援関係】</p> <p>事業者が支払った介護職員初任者研修や実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。</p>	<p>補助対象となります。</p>
14	<p>【外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援関係】</p> <p>事業者が、外国人介護職員の介護福祉士の資格取得のため、模擬試験の受講費用を支払った場合は補助対象となるか。</p>	<p>補助対象となります。</p>
15	<p>【外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援関係】</p> <p>事業者が、外国人介護職員の介護福祉士国家試験の受験費用を支払った場合は補助対象となるか。</p>	<p>資格取得に向けた学習経費等が補助対象となり、国家試験の受験費用はそのものは補助対象となりません。</p>
16	<p>【生活支援に必要な取組関係】</p> <p>外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は補助対象となるか。</p>	<p>交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は対象外です。  なお、地域との交流会等についても同様です。食糧費として補助対象経費と認められるのは、講師や参加者に対する茶菓子代程度になります。</p>

	質問	回答
17	<p>【生活支援に必要な取組関係】</p> <p>外国人介護職員の生活支援のため、日本人職員に対して支払った手当は補助対象となるか。</p>	<p>基本給以外に、外国人介護職員の生活支援等（買い物支援、送迎、教育等）のため、職員手当として支給した場合には補助対象となります。ただし、法人の給与規程等に手当が明示されている必要があります。</p>
18	<p>【生活支援に必要な取組関係】</p> <p>外国人介護職員の生活支援のため、居住する物件に冷暖房機器を整備した場合には補助対象となるか。</p>	<p>介護サービス事業者が、外国人介護職員が居住するための物件に冷暖房機器を整備する場合には補助対象となります。外国人介護職員自身が購入した場合には、補助対象となりません。</p>
19	<p>【生活支援に必要な取組関係】</p> <p>外国人介護職員の通勤や買い物等のため、介護サービス事業者が自転車を購入した場合には補助対象となるか。</p>	<p>介護サービス事業者が購入し、外国人介護職員に貸与する場合には対象となる。外国人介護職員自身が購入した場合には、補助対象となりません。</p>
20	<p>【生活支援に必要な取組関係】</p> <p>外国人介護職員が居住する物件について、雪下ろしが必要となり、介護サービス事業者が業者等に委託した場合には補助対象となるか。</p>	<p>補助対象となります。ただし、共同住宅など外国人介護職員も居住する場合には、人数など適切な手段により按分する必要があります。</p>
21	<p>【生活支援に必要な取組関係】</p> <p>外国人介護職員が地域の祭りに参加する際の半被や浴衣等を介護事業者が購入した場合は補助対象となるか。</p>	<p>地域住民と交流を深めるため必要な経費として補助対象となります。</p>